

第38号議案

「品川区特別区税条例の一部を改正する条例」の概要

1 背景

「地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）」が公布（平成29年3月31日）されたことに伴い、自動車製作者による不正行為に起因して軽自動車税に納付不足額が生じた場合における賦課徴収の特例が創設されたことから、品川区特別区税条例（昭和39年品川区条例第48号）の一部を改正する。

2 概要

減税対象車に係る軽自動車税について、不足額が生じた原因が、偽りその他不正の手段により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該認定等を取り消したことによるものであるときは、当該認定等の申請をした者またはその一般承継人を賦課期日（4月1日）現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなし、当該不足額に、これに100分の10（※）の割合を乗じて計算した金額を加算した金額を軽自動車税の額として課する特例を創設する（「新旧対照表」参照）。

※ 100分の10について

不正再発防止を極力抑制する観点から、源泉徴収による国税において正当な理由なくその法定納期限までに完納されなかった場合に課される不納付加算税（国税通則法第67条第1項）の加算率である10%を参考として設定されたものである。

3 施行期日

公布の日

4 平成29年第1回臨時会に提案する理由

当該特例については、区長が、納付すべき軽自動車税の額に不足額があることを納期限（5月31日）後において知った場合に適用されるものであり、当該日までに当該特例を施行させる必要があるため。

5 その他

軽自動車税の賦課徴収の特例を創設することに伴い、品川区特別区税条例の一部を改正する条例（平成29年品川区条例第38号）付則において、平成28年度以前の年度分の軽自動車税について、不足額が生じた原因が、当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の第三者にあるときは、当該第三者に対して当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができることとする等の経過措置を講ずる。

新旧対照表

○品川区特別区税条例

新	旧
<p>付 則</p> <p><u>(軽自動車税の賦課徴収の特例)</u></p> <p><u>第6条の2 区長は、軽自動車税の賦課徴収に関し、三輪以上の軽自動車が前条第3項、第5項および第7項の規定の適用を受ける三輪以上の軽自動車に該当するかどうかの判断をするときは、国土交通大臣の認定等（法附則第30条の2第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。次項において同じ。）に基づき当該判断をするものとする。</u></p> <p><u>2 区長は、納付すべき軽自動車税の額について不足額があることを第40条第2項に規定する納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知つた場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接または間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者またはその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（第43条および第44条の規定を除く。）を適用する。</u></p> <p><u>3 前項の規定の適用がある場合における納付すべき軽自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。</u></p> <p><u>4 第2項の規定の適用がある場合における第8条の規定の適用については、同条中「納期限」とあるのは、「納期限（付則第6条の2第2項の規定の適用がないものとした場合の当該三輪以上の軽自動車の所有者についての軽自動車税の納期限とし、当該」とする。</u></p> <p>付 則</p> <p><u>(施行期日)</u></p> <p><u>第1条 この条例は、公布の日から施行する。</u></p> <p><u>(軽自動車税に関する経過措置)</u></p> <p><u>第2条 改正後の付則第6条の2の規定は、平成29年度以後の年度分の軽自動</u></p>	<p>付 則</p>

新

旧

車税について適用し、平成28年度分までの軽自動車税については、なお従前の例による。

2 区長は、納付すべき軽自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを品川区特別区税条例第40条第2項に規定する納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者以外の者（以下「第三者」という。）にあるときは、地方税法（昭和25年法律第226号）第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と地方税法及び航空機燃料譲与税法の一部を改正する法律（平成29年法律第2号）附則第18条第2項に規定する特別の関係のある者を含む。以下同じ。）に対し、当該不足額に係る軽自動車税の納付を申し出る機会を与えることができるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る三輪以上の軽自動車の所有者とみなして、軽自動車税に関する規定（同条例第43条および第44条の規定を除く。）を適用する。

3 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。